

令和5年第3回定例会（9月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和5年9月11日
生活環境部

補正予算関係

- ◎ 自然保護課
 - ・ 指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について . . . 1

議案関係

- ◎ 生活衛生課
 - ・ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について . . . 3

指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について

自然保護課

令和6年度の指定管理者を選定するに当たり、債務負担行為の限度額を設定する。

1 対象施設

○ 秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター

1 設置場所	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳												
2 設置年度	平成18年度												
3 設置目的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。												
4 施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・構造：木造 平屋建 延床面積 351.12㎡ ・展示ホール、レクチャールーム、トイレ ・駐車場 収容台数 200台 <p>※ 施設全体の名称は「アルパこまくさ」であり、秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター、国土交通省秋田駒ヶ岳火山防災ステーション、仙北市自然ふれあい温泉館の3施設（合計面積 1,299㎡）で構成されている。</p>												
5 利用時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：午前9時から午後5時まで ・開館期間：通年 ・休館日：毎週木曜日（祝日の場合はその翌日） 												
6 利用料金	無料												
7 利用状況	(人)												
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">H30</th> <th style="width: 10%;">R元</th> <th style="width: 10%;">R 2</th> <th style="width: 10%;">R 3</th> <th style="width: 10%;">R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td style="text-align: center;">61,546</td> <td style="text-align: center;">61,178</td> <td style="text-align: center;">42,886</td> <td style="text-align: center;">52,507</td> <td style="text-align: center;">41,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アルパこまくさ全体の利用人数</p>	年 度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	利用者数	61,546	61,178	42,886	52,507	41,310
年 度	H30	R元	R 2	R 3	R 4								
利用者数	61,546	61,178	42,886	52,507	41,310								
8 指定管理者に行わせる業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の維持管理に関する業務 2 1に掲げるもののほか、公園施設の管理に関し知事が必要と認める業務 												
9 現指定管理者	仙北市												

2 債務負担行為の設定

(1) 指定管理の期間

令和6年度（1年間）

複合施設「アルパこまくさ」を構成する「県営秋田駒ヶ岳情報センター」の指定管理者の選定については、一体的かつ効率的な運営を図るため、従来、主要施設である仙北市の「自然ふれあい温泉館」と合同で指定管理者を選定しているところであるが、仙北市において、指定管理のあり方の見直しのため、令和5年度に引き続き令和6年度においても直接市が管理するとしていることから、県施設について令和6年度に限り、仙北市を指定管理者候補者として指名しようとするもの。

(2) 限度額

3,474千円（⊖ 3,474千円）

3 スケジュール（予定）

令和5年 9月

9月議会で債務負担行為の設定

10月

指定管理者候補者の指名

指定管理者候補者選定委員会の開催

12月

12月議会で指定管理者の指定

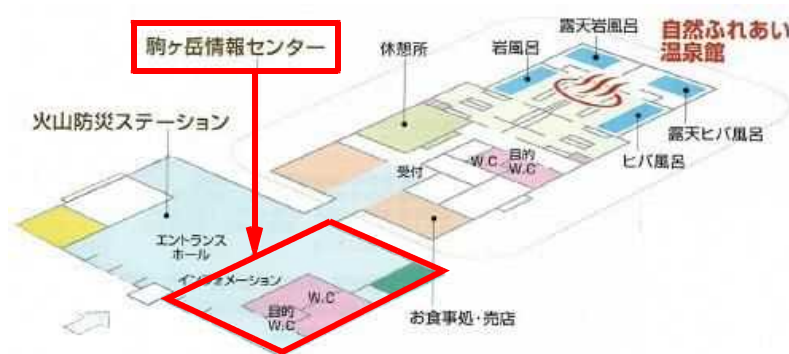
令和6年 3月

基本協定、年度協定の締結

4月1日～

指定管理業務の開始

(参考) アルパこまくさ配置図



旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正により、旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

2 改正経緯

- 改正法は、旅館業等の営業者が、必要に応じ円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるようにすることを目的として公布された。
- これまでは、事業譲渡により事業を譲り受けた者は新たに許可を取得する必要があったが、今回の改正法により、事業を譲り受けた者は地位の承継承認申請をすることにより、営業者の地位を承継できることとなった。
- これにより、旅館業法施行条例で規定されている手数料の徴収について見直しを行うものである。

3 改正内容

- (1) 許可を受けて旅館業を営む者が、当該旅館業を譲渡する場合における、その譲渡及び譲り受けについて承認を受けようとする者から、申請1件につき7,400円の手数料を徴収することとする。（第7条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

4 施行期日

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

	新		旧
<p>(社会教育施設等)</p> <p>第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館</p> <p>二 四略</p> <p>2 略</p> <p>(許可等)について意見を求める者</p> <p>第四条 法第三条第四項(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者で条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>二 宿泊を拒むことができる事由</p> <p>第六条 法第五条第一項第四号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 宿泊しようとする者が泥酔し又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。</p> <p>二 宿泊しようとする者が営業者(法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。次条第一項及び第二項第二号において同じ。)から請求があつたにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき</p> <p>事項を告げないこと。</p> <p>(手数料)</p> <p>第七条 県は、法第三条第一項の規定による旅館業の許可を受けようとする者及び法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定による 営業者の地位の承継の承認を受けようとする者から、手数料を徴収する。</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 営業者の地位の承継の申請 一件につき 七千四百円</p> <p>3 5 略</p>	<p>(社会教育施設等)</p> <p>第三条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項 において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条 に規定する図書館</p> <p>二 四略</p> <p>2 略</p> <p>(許可)について意見を求める者</p> <p>第四条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項 において準用する場合を含む。)に規定する知事が意見を求めなければならない者で条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>二 宿泊を拒むことができる事由</p> <p>第六条 法第五条第三号 の規定により宿泊を拒むことができる事由は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 宿泊しようとする者がでい酔し又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。</p> <p>二 宿泊しようとする者が営業者</p> <p>から請求があつたにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき</p> <p>事項を告げないこと。</p> <p>(手数料)</p> <p>第七条 県は、法第三条第一項の規定による旅館業の許可を受けようとする者及び法第三条の二第一項又は第三条の三第一項 の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認を受けようとする者から、手数料を徴収する。</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の申請 一件につき 七千四百円</p> <p>3 5 略</p>		